

議案第 55 号

石岡市石岡駅西口バスターミナル広場条例を制定することについて

石岡市石岡駅西口バスターミナル広場条例を制定することについて，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 6 月 5 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

石岡市石岡駅西口バスターミナル広場を公の施設として設置し，当該施設に係る使用，管理等について定めるため。

石岡市石岡駅西口バスターミナル広場条例

（設置）

第1条 市民の利便に資するため、石岡市石岡駅西口バスターミナル広場（以下「バスターミナル広場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 バスターミナル広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石岡市石岡駅西口バスターミナル広場	石岡市国府一丁目1番20号

（施設）

第3条 バスターミナル広場に、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の専用通路及び乗降所を置く。

（供用時間）

第4条 バスターミナル広場の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する供用時間を変更し、又は臨時に供用を休止することができる。

（使用許可）

第5条 バスターミナル広場を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更又は中止しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定により使用を許可する場合は、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

(1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、この条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した条件に違反したとき。

- (2) 使用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
- (3) 天災地変その他避けることができない理由により必要があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、バスターミナル広場の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。

(行為の禁止)

第7条 バスターミナル広場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

ただし、第5条第1項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) バスターミナル広場の施設又は設備を汚損し、又は毀損すること。
- (2) 許可を受けた車両以外が侵入すること。ただし、管理車両については、この限りでない。
- (3) 使用者の自動車の運行を妨げる等、バスターミナルの機能を低下させること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、バスターミナル広場の使用及び管理に支障を及ぼす行為をすること。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 使用者は、許可を受けた目的以外にバスターミナル広場を使用し、若しくはその使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、その使用が終わったとき、又は第6条の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、自らこれを執行し、当該執行に要した費用を使用者から徴収することができる。

(使用料)

第10条 バスターミナル広場の使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第11条 バスターミナル広場を使用する者は、故意又は過失によりバスターミナル広場の施設、設備等を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市の免責)

第12条 この条例又はこれに基づく規則に定める使用者の義務の不履行による事故又は管理上の責めによらない事故については、市は一切その責めを負わない。

(指定管理者による管理)

第13条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にバスターミナル広場の管理を行わせることができる。

2 指定管理者にバスターミナル広場の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) バスターミナル広場の使用の承認に関すること。
- (2) バスターミナル広場の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 バスターミナル広場の管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条から第11条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

（石岡市公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正）

- 2 石岡市公共施設の暴力排除に関する条例（平成17年石岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表中「石岡市石岡駅西口市民文化伝承館条例（平成28年石岡市条例第32号）」の次に「石岡市石岡駅西口バスターミナル広場条例（平成30年石岡市条例第 号）」を加える。